

大口町地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の生活を総合的に支えるための拠点です。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしつづけられるよう、行政機関、保健所、医療機関、介護サービス事業所、警察などと連携して、地域の高齢者や家族を支えます。

お気軽に
ご相談ください！



主任
ケアマネジャー等



保健師
(または経験豊富な看護師)



社会福祉士

自立した生活の応援をします

要支援1・2と認定された人や、介護予防・生活支援サービス事業対象者などが自立して生活できるように介護予防の支援をします。

みなさんの権利を守ります

地域で安心して暮らせるように、みなさんの権利を守ります。虐待の早期発見や、成年後見制度の紹介、消費者被害などに対応します。

困りごと、ご相談ください

介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療、その他困ったことがあれば、ご相談ください。

暮らしやすい地域をつくります

暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークをつくり調整します。また、ケアマネジャーの支援も行います。

〒480-0144

大口町下小口七丁目21番地 (社会福祉法人おおぐち福祉会敷地内・大口中学校東)

電話番号 0587-94-2227 FAX 0587-94-2237

Eメール hokatsu@oguchi.or.jp

営業時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15 土曜日 8:30～12:30
(定休日:日・祝および年末年始)

大口町 長寿ふくし課

〒480-0126 大口町伝右一丁目35番地

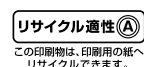
(健康文化センター ほほえみプラザ1階)

choujufukushi@town.oguchi.lg.jp

☎0587-94-0051 FAX 0587-94-0052



ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



禁無断転載©東京法規出版

みんな元気！ いつまでも 自分らしく
暮らせる 支え合いのまち 大口

介護保険 ガイドブック



令和6年度～

もくじ

● 地域包括ケア	2	● 地域密着型サービス	15
● 介護保険のしくみ	4	● 利用者負担の割合	16
● 要介護認定までの流れ	6	● 生活環境を整えるサービス	18
● サービスの利用のしかた	8	● 介護予防の取り組み	20
● 介護サービス〈要介護1～5の方〉	10	● 地域の介護予防・健康づくり・生活支援	26
● 介護予防サービス〈要支援1・2の方〉	12	● 介護保険料	28
● 施設サービス	14	● 町内介護サービス事業所	30

大口町

みんなが主役！ ふつうに暮らしつづけられるしあわせな地域(まち)大口

高齢者人口の増加にともなって、介護や医療などが必要な人、ひとり暮らしや認知症の高齢者も増加しています。

これからも高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の介護、医療、保健、福祉がお互いに連携を取り、その地域で必要なサービス等を整備し、一人ひとりに応じたサービスを一体的に継続して行う「地域包括ケア」の体制づくりを進めています。

地域包括ケアに必要な

4つの「助」

**自
助**

住み慣れた地域で生活するために、自分でさまざまなサービスを利用し、問題を自力で解決することです。

**互
助**

地域住民やボランティア、家族や知り合いなど、さまざまな人たちが、制度的な費用が発生することなく、自発的にお互いが助け合うことです。

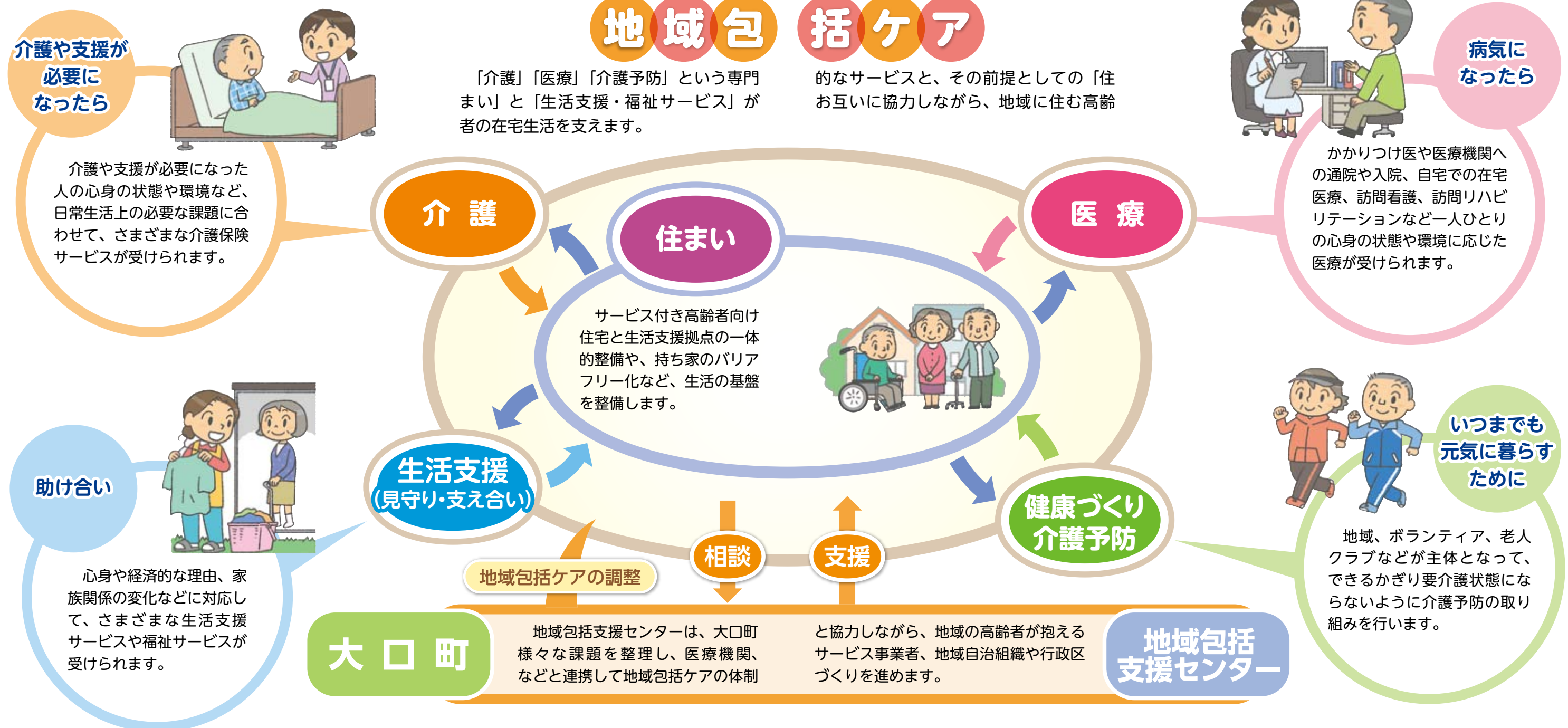
**共
助**

介護保険や医療保険などの社会保険によるサービスのことです。

**公
助**

生活保護や権利擁護など、市区町村が行う社会福祉サービスのことです。

市区町村などからの公的なサービスや支援の「共助」と「公助」だけではなく、自分の力で課題を解決する「自助」や、住民が互いに助け合う「互助」による支えが大切です。



みんなで支え合う制度です

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営します。

40歳以上のみなさんが、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

大口町（保険者）

介護保険制度を運営します。

- 制度の運営
- 要介護認定
- 介護保険被保険者証の交付
- 介護保険負担割合証の交付
- 保険給付



地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止
- ケアマネジャーへの支援

サービス事業所

利用者に合ったサービスを提供します。



- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが、サービスを提供します。
- ▶ P30をご覧ください。

● 要介護認定の申請

● 保険料の納付

● 要介護認定

- 保険証の交付
- 介護保険負担割合証の交付



● 介護報酬の支払い

● サービスの提供

● 利用料の支払い

介護保険に加入する人（被保険者）

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料の納付
- 要介護認定の申請
- サービスの利用と利用料の支払い



第1号被保険者 65歳以上の方

サービスを利用できる方

介護や日常生活の支援が必要となったとき、「要支援・要介護認定」を受け、サービスを利用することができます。



第2号被保険者 40歳以上65歳未満の方

（医療保険に加入している方）

サービスを利用できる方

下記の特定疾病※により介護や支援が必要となったとき、「要支援・要介護認定」を受け、サービスを利用することができます。

特定疾病

※加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病。

- | | | | |
|--|---|-------------------------------------|---------------------------------------|
| ● がん
（医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る） | ● 骨折を伴う骨粗鬆症 | ● 脊柱管狭窄症 | ● 脳血管疾患 |
| ● 関節リウマチ | ● 初老期における認知症 | ● 早老症 | ● 閉塞性動脈硬化症 |
| ● 筋萎縮性側索硬化症 | ● 進行性核上性麻痺、
大脳皮質基底核変性症
およびパーキンソン病 | ● 多系統萎縮症 | ● 慢性閉塞性肺疾患 |
| ● 後縦靱帯骨化症 | ● 脊髄小脳変性症 | ● 糖尿病性神経障害、
糖尿病性腎症および
糖尿病性網膜症 | ● 両側の膝関節または
股関節に著しい変形
を伴う変形性関節症 |

■ 介護保険の保険証が交付されます

介護保険の加入者には医療保険の保険証とは別に、一人に一枚の保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。介護保険のサービスを利用するときなどに欠かせないものですから大切に扱しましょう。

- 65歳に到達する前月に交付（郵送）されます。
- 40歳以上65歳未満の方は、認定を受けた場合などに交付されます。

■ 介護保険負担割合証が交付されます

介護保険の認定を受けている人などには「介護保険負担割合証」が交付されます。サービス利用の際に支払う利用者負担の割合（1割～3割）が記載されています。

- 適用期間は1年（8月～翌年7月）で、毎年交付されます。
- サービス利用時に保険証といっしょにサービス事業者に提示します。

申請から認定まで

介護や支援が必要と思ったら、地域包括支援センターや長寿ふくし課の窓口にご相談しましょう。

介護保険制度のしくみを動画で説明しています。



認定結果の有効期間と更新手続き

- 認定には有効期間があります。サービスを継続して利用する場合は、有効期間が過ぎる前に更新の申請が必要です。更新は有効期間終了日の60日前から申請できます。
- 有効期間内に心身の状況が変化した場合、認定の区分変更申請ができます。

●交通事故等（第三者行為）によるサービスの利用について

交通事故など第三者行為が原因で介護保険のサービスを利用することになった場合、費用を介護保険が一時的に立て替え、あとで加害者に請求します。示談が成立すると示談の内容が優先されます。必ず示談の前に長寿ふくし課へご連絡ください。

1 相談します

地域包括支援センターや長寿ふくし課の窓口で、利用したいサービスなどについて相談します。

介護サービス、
介護予防サービス
を利用したい人



介護予防・
生活支援サービス
事業

（介護予防・日常生活支援総合事業）
を利用したい人

2 申請します

介護サービス、介護予防サービスを利用したい人は、長寿ふくし課の窓口で申請します。



※申請は本人や家族などのほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険の保険証（65歳以上の人の場合）
- 医療保険の保険証

※申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。

2 基本チェックリストを受けます

地域包括支援センターで、心身や日常生活の状態など（生活機能）を調べる基本チェックリストを受けます。生活機能の低下がみられた場合は、介護予防・生活支援サービス事業対象者（事業対象者）となります。

生活機能とは？

人が生きていくための機能全体のこと、体や精神の働きのほか、日常生活動作や家事、家庭や社会での役割などのことです。できるだけ生活機能を低下させないことが介護予防につながります。



3 認定調査を受けます

介護認定調査員に自宅等を訪問してもらい、心身の状態について調査を受けます。調査結果はコンピュータで判定（一次判定）され、さらに主治医意見書とともに介護認定審査会で審査・判定（二次判定）されます。

介護認定調査員 認定調査のために自宅等を訪問する、大口町の職員や大口町から委託された事業所のケアマネジャー。

主治医意見書 生活機能の低下の原因になった病気やけが、治療内容、心身の状態などについて、主治医に記載してもらう書類。

介護認定審査会 申請者の介護の必要性について、いろいろな面から審査するための、大口町が任命する保健、医療、福祉の学識経験者5人程度で行われる会議。



4 認定結果が届きます

認定結果は、原則として申請から30日以内を目安に大口町から送られてきます。

要支援 1・2

介護予防サービスや介護予防・生活支援サービス事業を利用することで生活機能が改善する可能性の高い人

要介護 1～5

介護サービスを利用することで生活機能の維持や改善をはかることが適切な人

非該当

要介護や要支援に認定されなかった人
※基本チェックリストを受けて、生活機能の低下がみられた場合は「事業対象者」として介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

認定結果に納得できないときは？

要介護認定の結果などに疑問や不服がある場合は、まずは長寿ふくし課の窓口で相談しましょう。その上で納得できない場合には、3か月以内に都道府県に設置されている「介護保険審査会」に審査請求できます。

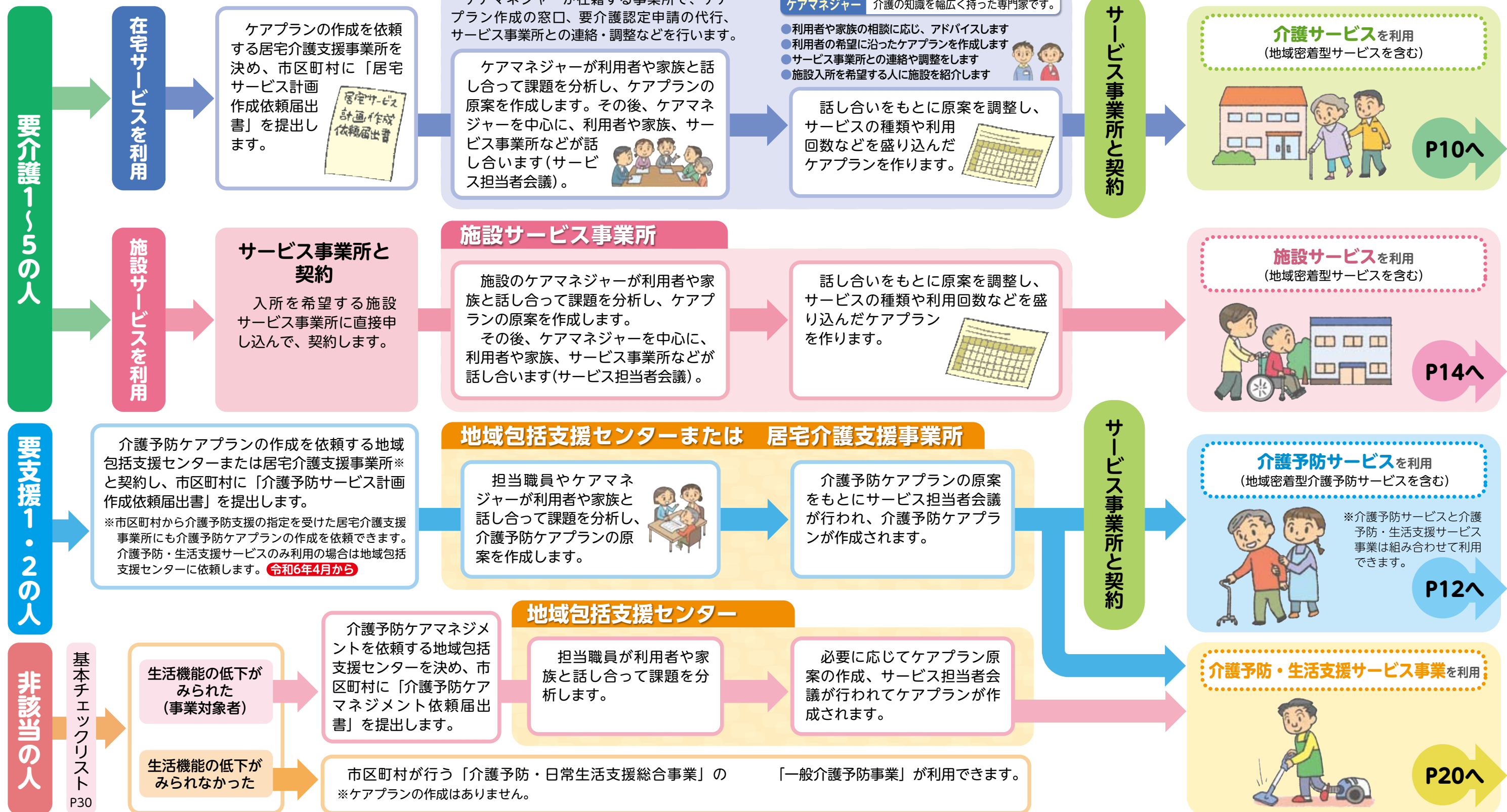
ケアプランの作成

介護保険サービスの利用には、ケアプランの作成が必要です。なお、ケアプランは利用者の状況に合わせて随時見直しができます。

※40～64歳の方は、要支援1・2の方のみ介護予防・生活支援サービス事業の利用ができます。

※事業対象者になった後でも要介護認定の申請ができます。

※ケアプランの作成に利用者負担はありません。



◆「ハラスメントのない介護現場」を目指して ▶こんなことがハラスメントになります

一部の利用者や家族等による介護従事者への「ハラスメント」が問題になっています。

利用者が不安なくサービスを利用し続けられるよう、介護職員のみなさんが安心して働くことのできる「ハラスメントのない介護現場」を目指しましょう。

● 身体的暴力 (身体的な力で危害を加えようとする行為)	ものを投げつける、つばを吐く、叩く、蹴る、ひっかく、つねる など
● 精神的暴力 (言葉や態度で尊厳や人格をおとしめたりする行為)	怒鳴る、理不尽なサービスを要求する、威圧的な態度で文句を言う、無視する など
● セクシュアルハラスメント (性的な嫌がらせ行為)	必要もなく触る、抱きしめる、わいせつな図画を見せる、性的な言動をする など

介護サービス〈要介護1～5の方〉

在宅サービス

ケアプランを作成します（居宅介護支援）

居宅介護支援事業所などに依頼し、ケアマネジャーに相談しながら「ケアプラン」を作成します。ケアプランは利用者の現状に合わせて、適切な介護サービスを利用するためのプランです。

ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、利用者負担はありません。

令和6年4月から 利用者負担のめやすが変わりました。ただし、訪問リハビリテーション、訪問看護、居宅療養管理指導、通所リハビリテーションは、令和6年6月から変わります。

★利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。基本的な費用のほかに、サービスの利用内容による加算や地域による加算などさまざまな加算があります。



自宅での日常生活の手助け

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事や掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助をします。



●利用者負担のめやす

身体介護中心（20分以上30分未満の場合）	250円
生活援助中心（20分以上45分未満の場合）	183円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%が加算されます。

訪問してもらい利用するサービス

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車などで居宅を訪問し、入浴介護をします。

●利用者負担のめやす

1回	1,293円
----	--------



訪問リハビリテーション

医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションをします。

●利用者負担のめやす【 】は令和6年6月からの額。

1回※	307円【314円】
-----	------------

※20分間リハビリテーションを行った場合です。

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす【 】は令和6年6月からの額。

医師が行う場合 （月2回まで）	514円【515円】
--------------------	------------

訪問看護

疾患などを抱えている人について、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助をします。

●利用者負担のめやす【 】は令和6年6月からの額。

訪問看護ステーションから（30分未満の場合）	470円【481円】
病院または診療所から（30分未満の場合）	398円【408円】

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算。緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり。

施設に通って利用するサービス

通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りです。

●利用者負担のめやす（1日）

〈通常規模の事業所の場合〉（7時間以上8時間未満の場合）

要介護1	668円
要介護5	1,164円

※送迎を含みます。また、食費・日常生活費は別途必要です。

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関などで、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りです。

●利用者負担のめやす（1日）

〈通常規模の事業所の場合〉（7時間以上8時間未満の場合）

【 】は令和6年6月からの額。

要介護1	757円【775円】
要介護5	1,369円【1,403円】

※送迎を含みます。また、食費・日常生活費は別途必要です。

短期間入所して利用するサービス

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。



●利用者負担のめやす（1日）

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室・ユニット型個室的多床室
要介護1	614円	614円	716円
要介護5	899円	899円	1,004円

※食費、滞在費、その他の日常生活費は別途必要です。

短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所して、食事、入浴などの介護や機能訓練、医師の診療などが受けられます。



●利用者負担のめやす（1日）

〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室・ユニット型個室的多床室
要介護1	764円	842円	848円
要介護5	985円	1,067円	1,071円

※食費、滞在費、その他の日常生活費は別途必要です。

有料老人ホーム等に入居している人が利用するサービス

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。

●利用者負担のめやす（1日）

要介護1	550円
要介護5	825円



福祉用具貸与 特定福祉用具販売

▶P18をご覧ください

住宅改修費支給

▶P19をご覧ください

介護予防サービス〈要支援1・2の方〉

介護予防サービス

介護予防ケアプランを作成します（介護予防支援）

地域包括支援センターまたは介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所に連絡し、保健師などと話し合いながら、利用者の目標に合わせた「介護予防ケアプラン」を作成します。介護予防ケアプランは一定期間ごとに効果を評価し必要に応じて見直します。

介護予防ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、利用者負担はありません。

令和6年4月から 利用者負担のめやすが変わりました。ただし、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーションは、令和6年6月から変わります。

★利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。基本的な費用のほかに、サービスの利用内容による加算や地域による加算などさまざまな加算があります。



自宅での日常生活の手助け

訪問型サービス

利用者が自立した生活ができるよう、ホームヘルパーによる入浴や食事など生活の支援が受けられます。

介護予防訪問介護は、「訪問型サービス」として介護予防・生活支援サービス事業から提供されます。

●利用者負担のめやす（1か月につき）

週1回程度の利用	1,201円
週2回程度の利用	2,399円

※身体介護・生活援助の区分はありません。
※通院等乗降介助は利用できません。

訪問してもらい利用するサービス

介護予防訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車などで自宅を訪問し、入浴介護をします。

●利用者負担のめやす

1回	874円
----	------



介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、リハビリテーションをします。

●利用者負担のめやす【】は令和6年6月からの額。

1回※	307円【303円】
-----	------------

※20分間リハビリテーションを行った場合です。

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。

●利用者負担のめやす【】は令和6年6月からの額。

医師が行う場合 (月2回まで)	514円【515円】
--------------------	------------



介護予防訪問看護

看護師などが訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助をします。

●利用者負担のめやす【】は令和6年6月からの額。

訪問看護ステーションから(30分未満の場合)	450円【461円】
病院または診療所から(30分未満の場合)	381円【390円】

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算。緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり。

施設に通って利用するサービス

通所型サービス

通所介護施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、目標に合わせた選択的サービスが利用できます。

介護予防通所介護は、「通所型サービス」として介護予防・生活支援サービス事業から提供されます。

●利用者負担のめやす（1か月につき）

共通的服务 ※送迎、入浴を含む。

要支援 1	1,824円
要支援 2	3,672円

※食費、日常生活費は別途必要です。

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーション、目標に合わせた選択的サービスが利用できます。

●利用者負担のめやす（1か月につき）

共通的服务 ※送迎、入浴を含む。

【】は令和6年6月からの額。

要支援 1	2,053円【2,307円】
要支援 2	3,999円【4,300円】

※食費、日常生活費は別途必要です。

短期間入所して利用するサービス

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援(食事、入浴、排せつなど)や機能訓練などが受けられます。

●利用者負担のめやす（1日）

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室・ユニット型個室の多床室
要支援 1	459円	459円	538円
要支援 2	571円	571円	668円

※食費、滞在費、その他の日常生活費は別途必要です。

介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。

●利用者負担のめやす（1日）

〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室・ユニット型個室の多床室
要支援 1	588円	622円	633円
要支援 2	737円	785円	800円

※食費、滞在費、その他の日常生活費は別途必要です。

施設に入居している人が利用するサービス

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。

●利用者負担のめやす（1日）

要支援 1	186円
要支援 2	318円



介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売

▶ P18をご覧ください

介護予防住宅改修費支給

▶ P19をご覧ください

施設サービス

施設サービス

施設サービスは、介護が中心か治療が中心かなどによって、入所する施設を選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行い、事業者と契約します。

★基本的な費用のほかに、サービスの利用内容による加算や地域による加算などさまざまな加算があります。

リハビリを受けたい

介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

施設サービスを利用した場合の利用者負担

施設サービスを利用した場合は、サービス費用の1割、2割、または3割・居住費等・食費・日常生活費を利用者が負担します。居住費等・食費の利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額(基準費用額)が定められています。令和6年8月から 居住費等の金額が変わります。【 】内が8月からの金額です。

●基準費用額 (1日あたり)				
居住費等				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,006円 [2,066円]	1,668円 [1,728円]	1,668円 (1,171円) [1,728円 (1,231円)]	377円 (855円) [437円 (915円)]	1,445円

※介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合は、() 内の金額になります。

ただし、低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により居住費等・食費は下表の負担限度額までを負担し、超えた分は介護保険から給付されます(特定入所者介護サービス費等)。

令和6年8月から 居住費等の負担限度額が変わります。【 】内が8月からの金額です。

●負担限度額 (1日あたり)		居住費等				食費	
利用者負担段階		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	●本人および世帯全員が住民税非課税で、 老齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者	820円 [880円]	490円 [550円]	490円 (320円) [550円 (380円)]	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税 年金収入額+非課税年金収入額+その他の 合計所得金額が80万円以下の人	820円 [880円]	490円 [550円]	490円 (420円) [550円 (480円)]	370円 [430円]	390円	600円
第3段階 ①	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税 年金収入額+非課税年金収入額+その他の 合計所得金額が80万円超120万円以下の人	1,310円 [1,370円]	1,310円 [1,370円]	1,310円 (820円) [1,370円 (880円)]	370円 [430円]	650円	1,000円
第3段階 ②	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税 年金収入額+非課税年金収入額+その他の 合計所得金額が120万円超の人	1,310円 [1,370円]	1,310円 [1,370円]	1,310円 (820円) [1,370円 (880円)]	370円 [430円]	1,360円	1,300円

ただし、①②のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費等の支給対象になりません。

- ①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税
②住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも、預貯金等が下記の金額を超える場合
第1段階：単身1,000万円、夫婦2,000万円 第3段階①：単身550万円、夫婦1,550万円
第2段階：単身 650万円、夫婦1,650万円 第3段階②：単身500万円、夫婦1,500万円
※第2号被保険者は、利用者負担段階にかかわらず単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合は支給対象になりません。

地域密着型サービス

[] 内は、介護予防サービスの名称です。

住み慣れた地域で生活するために

住み慣れた地域で生活するために、地域の特性に応じたサービスが受けられます。※原則として、利用者は、大口町の住民に限定されます。

令和6年4月から 利用者負担のめやすが変わりました。

★利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。基本的な費用のほかに、サービスの利用内容による加算や地域による加算などさまざまな加算があります。



日中通所して、日常生活上の支援や機能訓練などを受けられるサービス

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを受けられます。

●利用者負担のめやす
(6時間以上7時間未満の場合)

要介護1	688円
要介護5	1,189円

※送迎を含みます。

認知症対応型通所介護

[介護予防認知症対応型通所介護]

認知症の人を対象にした通所介護。認知症対応型通所介護事業所などで、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

●利用者負担のめやす
(単独型事業所の場合)(6時間以上7時間未満の場合)

要支援1	773円	要介護1	895円
要支援2	866円	要介護5	1,278円

認知症の人が共同生活しながら利用できるサービス

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

[介護予防認知症対応型共同生活介護]

認知症の人が共同生活する住宅で、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが受けられます。

●利用者負担のめやす(1日)
(ユニット数が1の場合)

要支援2	772円	要介護1	776円
		要介護5	871円

※要支援1の人は利用できません。

大口町グループホームの家賃等助成事業 独自事業

町長の指定を受けた認知症対応型共同生活介護の事業所に支払う家賃等に相当する費用の一部が助成されます。

対象者 介護保険料第1段階から第3段階で、下記基準のすべてに該当する方
●配偶者が町民税非課税
●預貯金等の合計が1,000万円以下(配偶者がいる場合は合計2,000万円以下)

助成額 介護保険料第1、第2段階の方 1日当たり1,200円
介護保険料第3段階の方 1日当たり 600円
(入院等により食事を必要としない場合は、2分の1の額とする)

※助成を受けるためには申請が必要です。詳しくは長寿ふくし課までお問い合わせください。

利用者負担の割合

介護（介護予防）サービスにかかった費用の一部を負担します

ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合、かかった費用の1割～3割をサービス事業者に支払います。

●2割負担となる方

本人の合計所得金額が160万円以上で、同じ世帯の65歳以上の方の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上の方

●3割負担となる方

本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の方の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の方

介護保険負担割合証が発行されます

要介護認定を受けた方に、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます。

●在宅サービスの費用について

在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割～3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

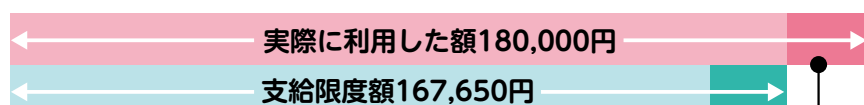
1か月の在宅サービスの支給限度額

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

支給限度額が適用されないサービス

要支援1・2の方のサービス	
●介護予防居宅療養管理指導	
●介護予防特定施設入居者生活介護	
●介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）	
●特定介護予防福祉用具販売	
●介護予防住宅改修費支給	
要介護1～5の方のサービス	
●居宅療養管理指導	●特定施設入居者生活介護
●認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）	
●地域密着型介護老人福祉施設	
●特定福祉用具販売	●住宅改修費支給
●介護老人福祉施設	●介護老人保健施設
●介護医療院	

例 要介護1の人が、1か月180,000円分のサービスを利用した場合の利用者負担額（1割負担の場合）



1割負担16,765円

+

支給限度額を超えた分12,350円

=

**利用者負担額
29,115円**

利用者負担の軽減について

●介護（介護予防）サービスの利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担（利用者負担の割合についてはP16参照）の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。ただし、支給限度額を超えた利用者負担分などについては対象になりません。

●利用者負担の上限（1か月）

利用者負担段階区分		上限額（月額）
住民税課税世帯で、右記に該当する65歳以上の方が世帯にいる場合	●課税所得690万円以上	世帯 140,100円
	●課税所得380万円以上690万円未満	世帯 93,000円
	●課税所得145万円以上380万円未満	世帯 44,400円
●一般（住民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合）		世帯 44,400円
●住民税世帯非課税等		世帯 24,600円
●課税年金収入額とその他の合計所得金額※の合計が80万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者		個人 15,000円
		個人 15,000円 世帯 15,000円
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合		個人 15,000円 世帯 15,000円

※収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ここから公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

■長寿ふくし課へ「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。

●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の自己負担が高額になった場合、高額介護サービス費（介護保険）、高額療養費（医療保険）を適用したあとの年間（8月～翌年7月）の自己負担額を合算して、定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

●高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（8月～翌年7月の算定分）

所得 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の人がいる世帯	所得区分	70～74歳の人がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ※	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。

●支給対象となる人は戸籍保険課等お住まいの市町の医療保険の窓口へ申請が必要です。

その他、社会福祉法人等による利用者負担軽減がある場合があります

介護保険で生活する環境を整えるサービス

自立した生活を目指すために、福祉用具のレンタル（貸与）や購入費を支給するサービス、住宅の改修が必要な場合に、改修費を支給するサービスがあります。 ※【 】内は介護予防サービスの名称です。

福祉用具を利用して自分でできることを増やしたい

福祉用具貸与【介護予防福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の13品目）を借りることができます。

原則、要支援1・2の方、要介護1の方は①～④のみ利用できます。

⑬は、要介護4・5の方のみ利用できます。

- | | | | | | | | | | | | | |
|------|-------|------|---------------------|------|------------------------|-------|------------------------------------|----------|----------------------|-------------------------|---|------------|
| ①手すり | ②スロープ | ③歩行器 | ④歩行補助つえ（松葉づえ、多点つえ等） | ⑤車いす | ⑥車いす付属品（クッション、電動補助装置等） | ⑦特殊寝台 | ⑧特殊寝台付属品（サイドレール、マットレス、スライディングボード等） | ⑨床ずれ防止用具 | ⑩体位変換器（起き上がり補助装置を含む） | ⑪認知症老人徘徊感知機器（離床センサーを含む） | ⑫移動用リフト（立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフト含む） | ⑬自動排せつ処理装置 |
|------|-------|------|---------------------|------|------------------------|-------|------------------------------------|----------|----------------------|-------------------------|---|------------|

令和6年4月から 次の福祉用具は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できます。

②のうち固定用スロープ ③のうち歩行器（歩行車を除く） ④のうち単点杖（松葉杖を除く）と多点杖利用方法は、福祉用具専門相談員やケアマネジャーに相談し、よく検討して決めましょう。

●利用者負担について

- 用具の種類や事業者により金額は変わります。支給限度額（P16）が適用されます。
- 全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。

特定福祉用具販売【特定介護予防福祉用具販売】

下記の福祉用具を、都道府県などの指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

支給の対象は、次の6種類です。

- ①腰掛便座（便座の底上げ部材を含む）
- ②特殊尿器（自動排せつ処理装置の交換部品）
- ③入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等）
- ④簡易浴槽
- ⑤移動用リフトのつり具の部分
- ⑥排泄予測支援機器

令和6年4月から福祉用具貸与の対象用具のうち下記は、購入することもできます。

- 固定用スロープ
- 歩行器（歩行車を除く）
- 単点杖（松葉杖を除く）と多点杖

●利用者負担について

- いったん利用者が全額負担します。あとで領収書などを添えて長寿ふくし課に申請すると、同年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円を上限に購入費のうち利用者負担の割合分（1割～3割）を除いた金額が支給されます。
- 都道府県などの指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。
- 利用者負担分のみを事業者へ支払い、大口町が事業者へ保険給付分を直接支払う「受領委任払い」の制度があります。（購入業者の指定があります。）

住宅改修費支給【介護予防住宅改修費支給】

事前の申請が必要です

事前に申請したうえで、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、改修費が支給されます。

●利用者負担について

- いったん利用者が改修費を全額負担します。工事完了後に必要書類を提出し、審査後、20万円を上限に改修費のうち利用者負担の割合分（1割～3割）を除いた金額が支給されます。
- 引っ越した場合や要介護状態区分が大きく上がったときには、再度給付を受けることができます。
- 利用者負担分のみを事業者へ支払い、大口町が事業者へ保険給付分を直接支払う「受領委任払い」の制度があります。（改修業者の指定があります。）



要介護1～5

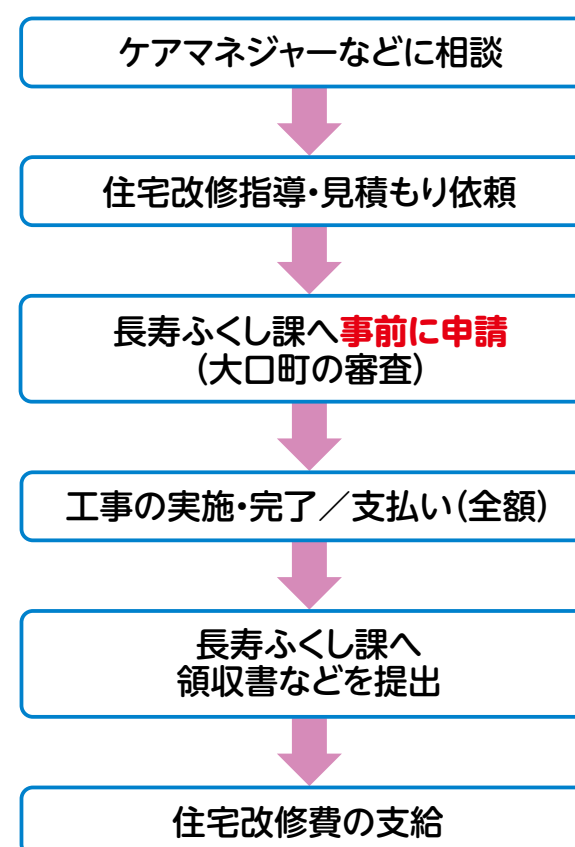
要支援1・2

介護保険でできる住宅改修の例

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 滑りにくい床材に変更
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 和式便器を洋式便器などに取り替え
- 上記の工事にともなって必要となる工事

工事前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか長寿ふくし課に相談しましょう。

手続きの流れ



申請に必要な書類

- ① 住宅改修費支給申請書
- ② 住宅改修が必要な理由書
ケアマネジャーなどに作成を依頼します。
- ③ 見積書又は工事費内訳書
- ④ 改修前の写真（日付入り）
- ⑤ 改修前後の状態が確認できる図面

【必要に応じて添付する書類】

改修を行う住宅が申請者の所有でない場合、所有者の承諾書
受領委任払い制度利用の場合は、住宅改修費受領委任払い申請書

提出に必要な書類

- ① 完了届
- ② 住宅改修に要した費用の領収書
（宛名は給付を受ける被保険者）
- ③ 工事費内訳書
介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの
- ④ 改修後の写真（日付入り）
- ⑤ 改修前後の状態が確認できる図面

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、市区町村が行う介護予防の取り組みです。
「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分かれています。

1 要介護認定で 要支援1・2と 認定された人

1 要介護認定で 非該当と 判定された人

介護予防・生活支援サービス事業を利用したい場合は、地域包括支援センターで基本チェックリストを受けます。

1 要介護認定を 受けていない人

地域包括支援センターや
長寿ふくし課の窓口相談します

65歳以上の人は、基本チェックリストの結果をもとに、利用できるサービスを案内します。

※介護が必要と思われる人や希望する人には、要介護認定の申請を案内します。

1 一般介護予防 事業のみを 利用したい人

※基本チェックリストを受ける必要はありません。

基本チェックリストで
生活機能の低下がみられた人

基本チェックリストで
生活機能の低下がみられなかった人

2 介護予防・生活支援 サービス事業を 利用できます

次の人は、介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

- 要介護認定で要支援1・2と認定された人
- 介護予防・生活支援サービス事業対象者

（非該当と判定された人や窓口相談に来た人などのうち、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人）

本人や家族と話し合い課題を分析し、目標や利用するサービスを決めます。必要に応じてケアプランを作成します。また、一般介護予防事業のサービスも利用できます。

介護予防・生活支援
サービス事業対象者

2 一般介護予防事業を 利用できます



3 介護予防・生活支援サービス事業のサービスを利用

介護予防訪問介護や介護予防通所介護に相当するサービスに加え、今後は、住民主体の支援など多様なサービスについて検討を進めます。

①訪問型サービス

■既存のサービス事業者による、これまでの介護予防訪問介護に相当するサービス

- 食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助

■多様なサービス

- おもに民間企業による掃除・洗濯などの生活援助など
- ボランティアなどによるゴミ出しや布団干しなどの住民主体の生活援助など
- 保健師などの専門職による相談・指導などの短期集中予防サービス
- 通所型サービスの送迎など、ボランティアなどによる移動支援や移送前後の生活支援



②通所型サービス

■既存のサービス事業者による、これまでの介護予防通所介護に相当するサービス

- 食事や入浴・排せつの介助、健康管理、機能訓練やレクリエーションなど

■多様なサービス

- おもに民間企業とボランティアの補助によるミニデイサービス、運動、レクリエーション活動など
- ボランティアなどによる住民主体の体操・運動の活動など自主的な通いの場の提供
- 保健・医療の専門職による生活行為改善のための短期集中予防サービス

③その他の生活支援サービス

- 配食（栄養改善、一人暮らし高齢者に対する見守りを含むもの）
- 住民ボランティアなどによる定期的な訪問による見守りと緊急時の対応
- その他自立支援に役立つ生活支援（訪問型サービスや通所型サービスと一体的に提供されるもの）



3 一般介護予防事業のサービスを利用

地域の住民が主体となった体操教室や介護予防に関する講演会などに参加できます。

一般介護予防事業は、65歳以上なら誰でも利用することができます。



生活機能とは…人が生きていくための機能全体のこと、体や精神の働きのほか、日常生活動作や家事、家庭や社会での役割などのことです。

介護予防・生活支援サービス

地域に住むひとり暮らし高齢者や介護している家族などに対して、生活を支援するために実施している大口町独自の高齢者福祉サービスです。

詳しくは長寿ふくし課へお問い合わせください。



配食サービス（食事は自己負担）

毎日の昼食または夕食をご自宅にお届けし、それに係る配達費用を町が負担します。（年末年始を除く）

- 対象者**
- 70歳以上の単身高齢者の方
 - 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方
 - 要介護2～5の認定を受け、在宅で生活している方



訪問理美容（理美容代は自己負担）

ご自宅に理美容事業者が訪問し、年6回を上限としてそれに係る訪問代（1回1,000円）を町が負担します。

- 対象者**
- 70歳以上の単身高齢者の方
 - 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方
 - 要介護3～5の認定を受け、在宅で生活している方

緊急通報体制等整備

持病等で日常生活に支障がある方に、急病や火災、ガス漏れ等の緊急時に丹羽消防署に自動的に通報し、速やかに対応するための緊急通報装置をお貸しします。

- 対象者**
- 70歳以上の単身高齢者の方
 - 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方

寝具洗濯乾燥消毒サービス

月1回、寝具を乾燥消毒します。

- 対象者**
- 70歳以上の単身高齢者の方
 - 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方
 - 要介護2～5の認定を受け、在宅で生活している方
- ※所得に応じて自己負担あり。



手すりの取り付け、福祉用具の購入等

転倒を防ぐため、介護予防のための手すりの取り付けや段差の解消にかかる工事、入浴補助用具・補高便座等の福祉用具の購入に対する補助を行います。

希望される方は、必ず工事・購入前に事前申請が必要です。



対象者 70歳以上の高齢者で日常生活に支障があり、要支援・要介護認定を受けていない方

助成金額 対象経費10万円までのうち9割～7割の額

外出支援サービス助成

高齢者の通院、買い物、社会参加等を支援するため、大口町コミュニティバスまたはタクシー等の料金の一部（初乗料金）を助成します。

- 対象者**
- 本人の前年度町県民税が非課税で下記のいずれかに該当する方
 - 80歳以上の高齢者の方
 - 75歳以上の単身・高齢者世帯の方
 - 要介護1～5の認定を受け、在宅で生活している方

運転免許証返納者への外出支援サービス

対象者 70歳以上の高齢者で、運転免許証を自主返納した方（有効期限が切れ失効した場合は対象になりません。）

助成金額 大口町コミュニティバス回数券2冊（22枚）
※申請は運転免許証を返納後1年以内に限る。

健康増進施設利用助成（いきいきカードの交付）

健康増進・介護予防を目的としてトレーニングセンター及び温水プールの利用助成を行います。

対象者 ●65歳以上の方

助成金額 ●1回100円で利用できます。



介護用品購入支援費

対象者

- ①大口町に住所を有し在宅で生活する方
- ②介護保険要介護認定が「要介護3・4・5」の方

対象にならない方

- 特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、医療施設に入所又は入院している方
- 軽費老人ホーム、有料老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者住宅に入所している方
- グループホーム又は特定施設入所者生活介護を利用している方

支給額

介護用品購入費（5,000【円／月】上限）×介護保険負担割合に応じ0.9～0.7

対象介護用品

紙おむつ、布おむつ、尿取りパット、防水シート、おむつカバー
※大口町が指定した薬局、薬店での購入に限る。

在宅サービス利用支援費

対象者

- ①大口町に住所を有し在宅で生活する方
- ②介護保険料第1段階から第3段階の方

対象にならない方

- 特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院に入所又は入院している方
- 軽費老人ホーム、有料老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者住宅に入所している方
- グループホーム又は特定施設入所者生活介護を利用している方

支給額

支給基準額×日数（4,500【円／月】上限）
または1か月分の実際の支払額のいずれか低い金額

	介護保険料段階	1食あたり
在宅サービス利用支援費 支給基準額	第1段階	300円
	第2段階	200円
	第3段階	100円

対象通所系サービス

通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、通所介護相当サービス
介護予防通所リハビリテーション、介護予防認知症対応型通所介護

通所型サービス 「ミニデイサービス」

※地域包括支援センターへお問合せください。

介護保険の認定を受けていない方でも、介護予防の対象であると判断された方は、介護予防サービスの通所介護事業所へ週1回通うことができます。

対象者

生活機能チェックで、心身の機能が低下している可能性があり、介護予防利用が望ましい方

大口町社協デイサービスセンター

◆日時 水曜日または金曜日 午前10時～午後2時

大口一期一会デイサービスセンター

◆日時 月曜日から土曜日
①午前 9時～午後4時15分 ※利用時間は選択できます。
②午前 9時～午後3時15分

デイサービスセンター御桜乃里

◆日時 月曜日から金曜日 午前10時～午後3時20分



送迎あります



短期集中予防サービス 「体力アップ教室」「脳力アップ教室」

※地域包括支援センターへお問合せください。

住み慣れた地域でいつまでも生活できるように、専門スタッフの丁寧な指導により体力低下・物忘れ・認知症を予防する6か月間集中プログラムで健康づくりのお手伝いをします。リハビリの先生や歯科衛生士によるアドバイスもあります。

対象者

生活機能チェックで、心身の機能が低下している可能性があり、介護予防利用が望ましい方（※所得によって自己負担あり）

体力アップ教室

◆場所 大口一期一会荘
◆日時 月8回（月・木曜日）午後1時30分～午後3時
（祝日の場合は予定表により振替があります。）

脳力アップ教室

◆場所 大口ケアセンターあかり
◆日時 月8回（火・金曜日）午後1時20分～午後2時50分

送迎あります



地域のサロン

身近な場所で、気軽にお茶を飲みながら交流できる憩いの場です。

地区名	名 称	日 時	場 所
替地	ふれあいサロン	第2日曜日ほか 9:00～12:00	替地集会場
豊田	どんぐりころころ	毎週金曜日 13:30～15:00	豊田学習等共同利用施設
大屋敷	いっぷく茶屋	第2土曜日 9:30～11:30	新田地区集会場
	にこにこ	第1・3水曜日 9:30～11:30	大屋敷学習等共同利用施設
	えんがわ	第2火曜日 13:30～15:00	
外坪	ほっこり	第2・4水曜日 9:00～11:30	外坪学習等共同利用施設
河北	陽だまり	奇数月第2水曜日 9:30～11:30	河北学習等供用施設
余野	さろんボッチャ	毎月水曜日(月3回) 13:30～15:00	余野学習等共同利用施設
上小口	ふれあいサロン会(荻島地区)	第1火曜日・第4金曜日 13:00～14:30	荻島集会場
	散歩道	偶数月15日 9:30～11:30	上小口学習等供用施設
中小口	なかおぐちふれあい喫茶	毎週木曜日 9:00～16:00	中小口地区コミュニティセンター
下小口	集いぬくもり	第2・4木曜日 10:00～13:00	下小口学習等共同利用施設
	青空あかりサロン	第3水曜日 13:30～15:00	大口ケアセンターあかり
	コミュニティ喫茶前田	第2月曜日 9:30～11:30	前田集会場
さつきヶ丘	サロンさつき(ふれあい)	第1・3水曜日 9:30～11:30	さつきヶ丘防災センター
	元気会	第1金曜日・第3火曜日 13:00～15:30	
	オレンジカフェ・大口	第3木曜日 13:30～14:30	生きがい活動支援センター

「いきいき100歳体操」

年齢不問。予約不要。

開催時間に会場へお越しください。重りを使った筋力運動をしながら楽しく交流します。



豊田	どんぐりころころ	毎週金曜日13:30～	外坪	いきいき100S	第1,3月曜日 9:00～
垣田		第1,3水曜日13:30～	さつきヶ丘		第1水曜日 10:30～
下小口		第2,4木曜日13:30～	太郎と花子		第2,4木曜日 14:00～
竹田		第2,4水曜日13:30～	健康文化センター		毎週火曜日 一部 9:30～ 二部10:30～

「ポールウォーキング」

年齢不問。予約不要。

開催時間に会場へお越しください。

名 称	日 時	集合場所
健康文化センター	毎週水曜日 9:30～	健康文化センター 1階ロビー
上小口	毎週火曜日 9:00～	上小口学習等供用施設
余野	毎週木曜日 8:30～	余野学習等共同利用施設
さつきヶ丘	毎週水曜日 9:00～	さつきヶ丘防災センター
外坪	第1日曜日 8:00～	外坪学習等共同利用施設
歩く健康の集い(ウォーキング)	第2・4火曜日 9:30～	健康文化センター 多目的室

地域の介護予防教室

地域包括支援センター職員の健康チェックの後、体操や貯筋運動で、丈夫な足腰づくりを目指します。レクリエーションなど楽しく交流できる時間もあります。

対 象 者

65歳以上であれば誰でも参加できます。予約不要。
開催時間に会場へお越しください。



余野しなやかお達者の会

◆日時 原則第1・3火曜日 午前10時～午前11時30分 ◆場所 余野学習等共同利用施設

豊田しなやかお達者の会

◆日時 原則第2・4火曜日 午前10時～午前11時30分 ◆場所 豊田学習等共同利用施設

中小口 ひだまりの会

◆日時 原則第2・4金曜日 午前10時～午前11時30分 ◆場所 中小口地区コミュニティセンター

大口町社会福祉協議会の生活支援

しゃきょう おたすけ隊サービス

公的サービスでは、対応できないちょっと助けてほしい生活の困りごとについて、訪問してお手伝いする登録制の住民参加型在宅福祉サービスです。

※大口町社会福祉協議会(☎94-0060)へお問合せください。

サービスの内容 ゴミ出し、床や風呂掃除、電球交換、台所のふき掃除、買い物代行等

◆会員の対象

種 類	対 象 者
利用会員	大口町にお住まいの高齢者、障がい者などの方で、ひとり暮らしの方 高齢者だけで生活している方、同居家族があっても手伝ってもらえない方
協力会員	健康でおたすけ隊の活動に協力いただける地域住民の方(大口町内・町外は問いません)

◆利用料

区 分	利用時間	利用料
サービス	20分以上80分以内/回	20分200円(協力会員1人につき)
短時間サービス	10分以内/回	100円/回

大口町コミュニティ・ワークセンターの生活支援

家事援助サービス

日常生活の中で、自分1人では対応できないとき、体の調子が悪いとき、お困りのときなど、ワークセンター会員が訪問し、家事のお手伝いや身の回りの世話などの手助けをします。

※コミュニティ・ワークセンター(☎95-8101)へお問合せください。

対象者	大口町にお住まいの方ならどなたでも
利用時間	8:00～18:00 曜日等含め、随時相談に応じます。
利用料	30分1単位(30分 600円)
主なサービス	家事分野、介助分野 ※対象外のサービスもあります。

介護保険料は大切な財源です



介護保険料は私たちのまちの介護保険を運営していく大切な財源になっています。介護が必要な人が安心してサービスを利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。

●65歳以上の人の保険料の納め方

受けとっている年金額（年額）によって、納め方が2種類に分かれています。

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が、

年額**18万円以上**の人

特別徴収

年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料があらかじめ差し引かれます。特別徴収の対象となるのは、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金です。



年金が年額18万円以上であっても納付書で納めることがあります

- 年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 保険料の所得段階が変更になった場合 など

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が、

年額**18万円未満**の人

普通徴収

送付される納付書にもとづき、介護保険料を大口町へ個別に納めます。



口座振替がおすすめです

普通徴収の納付には、便利で確実な口座振替がおすすめです。次のものを持って大口町指定の金融機関または長寿ふくし課で手続きしてください。

- 納付義務者のわかるもの（保険料の納付書等）
- 預（貯）金通帳 ● 通帳届け出印

保険料を滞納していると

サービスを利用した際の利用者負担は、通常はかかった費用の1割、2割、3割（▶P16）ですが、保険料を滞納すると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると

費用の全額をいったん利用者が負担し、申請によりあとで保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料にあてられることもあります。

2年以上滞納すると

サービスを利用した際の利用者負担の割合が3割※になったり、高額介護サービス費等が受けられなくなります。
※利用者負担の割合が3割の人が滞納した場合は、4割になります。

やむを得ない理由で保険料を納められないときは…

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納められないときは、減免や納付猶予を受けられることがあります。困ったときは、お早めに長寿ふくし課にご相談ください。

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の人の保険料は、介護保険のサービスに必要な費用などから算出された「基準額」をもとに、所得に応じて決まります。



第1号被保険者の基準額はこのように決まります

基準額
（月額）

$$= \frac{\text{大口町の介護サービス総費用のうち第1号被保険者負担分}}{\text{大口町の第1号被保険者数}} \div 12 \text{ か月}$$

令和6～8年度の介護保険料

段 階	対 象 者		保険料率	年額保険料
第1段階	非課税世帯 ご家族様全 員が非課税 の場合	●生活保護受給者、老齢福祉年金受給者※1 ●課税年金収入額と合計所得金額※2の合計が 80万円以下の方	0.42 (0.25)※3	26,100円 (15,500円)
第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円を超え120万円以下の方	0.60 (0.40)※3	37,300円 (24,900円)
第3段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120万円を超える方	0.69 (0.685)※3	42,900円 (42,600円)
第4段階	本人非課税 ご家族様が 課税されて いる場合	課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下の方	0.80	49,800円
第5段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円を超える方	1.00 (基準額)	62,300円
第6段階	本人課税 ご本人様が 課税されて いる場合	合計所得金額が120万円未満の方	1.20	74,700円
第7段階		合計所得金額が 120万円以上210万円未満の方	1.25	77,800円
第8段階		合計所得金額が 210万円以上320万円未満の方	1.50	93,400円
第9段階		合計所得金額が 320万円以上420万円未満の方	1.70	105,900円
第10段階		合計所得金額が 420万円以上620万円未満の方	1.90	118,300円
第11段階		合計所得金額が 620万円以上820万円未満の方	2.00	124,600円
第12段階		合計所得金額が 820万円以上1,000万円未満の方	2.10	130,800円
第13段階		合計所得金額が 1,000万円以上1,500万円未満の方	2.20	137,000円
第14段階		合計所得金額が 1,500万円以上2,000万円未満の方	2.30	143,200円
第15段階		合計所得金額が2,000万円以上の方	2.40	149,500円

※1 老齢福祉年金 明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

※2 合計所得金額 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

※3 低所得者保険料軽減負担措置が適用されています。

大口町内介護サービス事業所

令和6年4月1日時点

事業種別	事業所名	所在地	電話番号
介護予防支援	大口町地域包括支援センター	下小口七丁目21番地	94-2227
居宅介護支援	大口社協居宅介護支援事業所	伝右一丁目35番地	94-0060
	居宅介護支援事業所あすかビレッジ	新宮一丁目129番地	95-8027
	御桜乃里居宅介護支援事業所	下小口六丁目124番地2	95-8151
	大口一期一会ケアプランセンター	大屋敷三丁目207番地	95-7277
	山田外科内科居宅介護支援事業所	竹田二丁目38番地	96-6000
訪問介護	大口社協訪問介護事業所	伝右一丁目35番地	94-0060
	ヘルパーステーション あすかビレッジ	新宮一丁目10番地	95-8026
	ヘルパーステーション 御桜乃里	下小口六丁目124番地2	95-8151
	ヘルパーステーション ハートフル大口	下小口七丁目21番地	94-2665
	Kライン・ヘルパーステーション大口	高橋二丁目185番地	81-3962
	訪問介護ステーション オランジュYONO	余野六丁目177番地 セントエルモ101号室	96-7290
訪問看護	訪問看護ステーション あすかビレッジ	新宮一丁目10番地	95-8623
	訪問看護ステーション オランジュYONO	余野六丁目177番地 セントエルモ101号室	96-7290
	御桜乃里 訪問看護ステーション	下小口六丁目124番地2	95-8151
	ふらみんご 訪問看護ステーション	下小口七丁目152番地1 カサ・ヴェルディ3B	22-8235
訪問リハビリテーション	さくら総合病院	新宮一丁目129番地	95-6711
通所介護	大口社協デイサービスセンター	伝右一丁目47番地	95-8498
	デイサービスセンター 御桜乃里	下小口六丁目124番地2	95-8151
	大口一期一会デイサービスセンター	大屋敷三丁目207番地	95-7788
	Kライン・ケアセンター大口	高橋二丁目185番地	81-3961
	デイサービス ゴールドエイジ大口	大屋敷二丁目147番地	95-8885
	デイサービス ゆい	上小口一丁目181番地	74-5235
認知症対応型通所介護	大口ケアセンター あかり	下小口二丁目111番地1	96-2002
通所リハビリテーション	介護老人保健施設 さくら荘	新宮一丁目96番地	95-6722
	デイケアセンター 御嶽	新宮一丁目129番地	95-8900
短期入所生活介護	御桜乃里ショートステイ	下小口六丁目124番地2	95-8151
	ショートステイ 太郎と花子	新宮一丁目10番地	95-0134
短期入所療養介護	介護老人保健施設 さくら荘	新宮一丁目96番地	95-6722
	医療法人 山田外科内科	竹田二丁目38番地	96-6000
認知症対応型 共同生活介護	じゃがいもグループホーム しん・かむおん	奈良子二丁目112番地	96-2088
	大口ケアセンター あかり	下小口二丁目111番地1	96-2002
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 御桜乃里	下小口六丁目124番地2	95-8151
介護老人保健施設	介護老人保健施設 さくら荘	新宮一丁目96番地	95-6722
軽費老人ホーム	軽費老人ホーム 一期一会荘	大屋敷三丁目207番地	95-3118
	ケアハウス 御桜乃里	下小口六丁目124番地2	95-8151
有料老人ホーム等	住宅型有料老人ホーム 太郎と花子	新宮一丁目10番地	95-0111
	住宅型有料老人ホーム Kライン・ケアレジデンス大口	高橋二丁目185番地	81-3962
	住宅型有料老人ホーム シルバーハウス おおぐち	下小口一丁目30番地	81-6295
	サービス付き高齢者向け住宅 ゴールドエイジ大口	大屋敷二丁目147番地	95-8885

生活機能チェック票（基本チェックリスト）

介護の原因となりやすい生活機能の低下がないかを調べるための質問票です。地域包括支援センターの職員と一緒にいきましょう。



No.	質問項目	回答（どちらかに○をつけてください）	
1	バスや電車で1人で外出していますか	はい	いいえ
2	日用品の買物をしていますか	はい	いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	はい	いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	はい	いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	はい	いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	はい	いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい	いいえ
8	15分くらい続けて歩いていますか	はい	いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	はい	いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	はい	いいえ
11	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	はい	いいえ
12	BMI（注）が18.5以上ですか	はい	いいえ
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	はい	いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	はい	いいえ
15	口の渇きが気になりますか	はい	いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	はい	いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい	いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	はい	いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい	いいえ
20	今日が何月何日かわからないときがありますか	はい	いいえ
21	（ここ2週間）毎日の生活に充実感がない	はい	いいえ
22	（ここ2週間）これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	はい	いいえ
23	（ここ2週間）以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	はい	いいえ
24	（ここ2週間）自分が役に立つ人間だと思えない	はい	いいえ
25	（ここ2週間）わけもなく疲れたような感じがする	はい	いいえ

（注）あなたのBMI＝体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）
【例】体重50kg、身長150cmの場合は、BMI＝50÷1.5÷1.5＝22.2→「はい」に○

ピンク色の回答に○が多かった場合、生活機能の低下が考えられます。